

# 飼い犬が、人を咬んでしまったら？

場合によっては、傷害罪として起訴されてしまう可能性があります。また、事故を起こした時に行う手続きを怠ると東京都条例違反となります。

しつけを行うことはもちろんですが、日頃から事故を起こさないように心がけることは飼い主の責務です。  
(放し飼い、ノーリードの散歩をしてはいけません。また、普通に散歩している時も十分に注意しましょう。犬を制御できない状況でのロングリードの使用も認められません。)



## 🔥うちの犬が人を咬んでしまった！どうしよう！

咬傷事故を起こしてしまった場合、飼い主には東京都動物の愛護及び管理に関する条例第29条で定められた以下の義務を果たす責任があります。

- ① 被害者の救護と再発防止措置を行う。
- ② 24時間以内に事故発生届出書を提出する。  
 狛江市内で発生した場合の届出先・・・東京都動物愛護相談センター多摩支所  
 (☎042-581-7435 平日9~17時受付)
- ③ 48時間以内に、事故を起こした(咬んでしまった)犬に狂犬病の疑いがないか獣医師の診断を受ける。

## 🔥犬に咬まれてしまった！

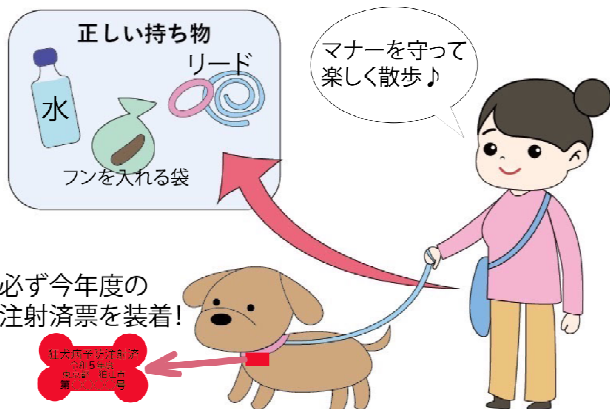
狂犬病は恐ろしい病気ですが、毎年の飼い犬の予防接種は狂犬病予防法で義務付けられており、近年国内での発生はありません。ただし、海外では多く発生していることと、他の感染症の心配もありますので咬まれた方は病院を受診してください。

また、咬んでしまった犬については、

- ・ 飼い主が分かっている場合・・・飼い主の責任で犬を獣医師に検診してもらいます。
- ・ 飼い主が分からない場合・・・東京都動物愛護相談センター多摩支所に通報してください。センターで犬を収容して検診を行います。

## 優等生 お散歩スタイル

犬のトイレは出来るだけ家で済ませましょう。外でしてしまったフンは持ち帰りましょう。



必ず今年度の注射済票を装着!

※金属製の鑑札をご利用の場合は鑑札も装着する。  
(狛江市のマイクロチップのみなし鑑札の場合を除く)

## 東京都動物愛護推進員による 犬のしつけ・飼い方相談

狛江市では、毎月1回無料相談を行っています。犬の飼い方に関するあらゆる相談に、講師の西川文二先生(東京都動物愛護推進員)がアドバイスいたします。

令和5年度の開催日程

4/28(金) 5/26(金) 6/23(金) 7/28(金) 8/25(金)  
9/29(金) 10/27(金) 11/24(金) 12/15(金)

令和6年1/26(金) 2/16(金) 3/22(金)

時間:AM9:30~11:30 電話による予約制 先着6名  
場所:あいとぴあセンター1階

お申込みは・・・☎03-3488-1181(健康推進課)

## わんにゃん暮らしのアドバイス

国立大学法人東京農工大学が設置した「人と動物の共生社会推進プラットフォーム」が運営する、飼い犬・飼い猫の困った行動への対応やしつけのコツなどを専門家の獣医学的、行動学的視点から分かりやすく解説したWEBサイトです。

<https://wan-nyan-kurashi.com>



# 狛江 わんわん新聞

令和5年度版

発行  
狛江市福祉保健部  
健康推進課  
狛江市元和泉2-35-1  
あいとぴあセンター内

# 恐ろしい感染症! 狂犬病

## 世界各地の狂犬病媒介動物



### 狂犬病は昔の感染症でしょ？

いいえ、今でも世界で毎年6万人近くの方が亡くなっています。特にアジア地域で多く、アメリカ、ヨーロッパ地域でも発生しています。日本国内では、人は1956(昭和31)年、動物では1957(昭和32)年を最後に発生がありません。しかし、国境を越えた人や物の流通が盛んな現代では、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。

### 犬しか感染しないでしょ？

いいえ、狂犬病は犬だけでなく、人を含め全ての哺乳類に感染するおそれがあります。

### 治療すれば、治るでしょ？

いいえ、一旦発症すれば、効果的な治療法はなく、ほぼ100%の方が亡くなります。

### 犬の飼い主はどうすればいいの？

犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。万一、日本国内に狂犬病が侵入しても、犬の予防注射の徹底により、感染拡大を防止できます。

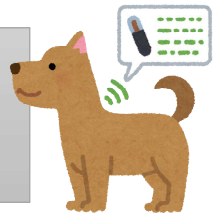
## 海外に行く際は、以下のことに注意しましょう

- ・滞在中に、むやみに動物に手を出さないようにしましょう。
- ・万が一、滞在中に犬等に咬まれた場合には、
  - ①すぐに傷口を石けんと水でよく洗いましょう
  - ②現地医療機関を受診し、傷の手当てと狂犬病のワクチン接種を受けましょう
  - ③帰国時に検疫所(健康相談室)に申し出ましょう



犬の登録と狂犬病予防注射は、犬のため、あなたのため

# 狛江市は、飼い犬のマイクロチップを鑑札とみなす制度に参加しています。



そもそも？

## 飼い犬の登録ってなんだろう??

飼い犬は一生に一度、登録が必要です。登録すると「鑑札」を交付します。



← 金属札の鑑札

金属札の「鑑札」の交付手数料は、新規登録では3,000円、紛失などによる再交付では1,600円となります。

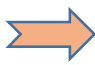
よくわからない！

## マイクロチップを鑑札とみなす制度って??

令和4年6月1日から、ペットショップなどの動物取扱業者から購入したマイクロチップ装着済の犬については、**環境省の指定登録機関への変更登録手続き(義務)**を行うことで狛江市においてはマイクロチップを「鑑札」とみなすことができ、来庁してのお手続きは不要となります。(この「みなし鑑札」の制度を「狂犬病予防法の特例制度」といいます。)

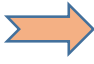
むずかしい？

## 環境省への登録ってどうやるの??

環境省指定登録機関への変更登録手続きは、以下の環境省ホームページからオンラインで行うことができます。(紙申請でも可能。詳細は、環境省の「動物の愛護と適切な管理のサイト」をご参照ください。




- 令和4年6月1日以降にペットショップなどから犬を購入した方
- 令和4年6月1日以前に購入した犬で、すでに民間のマイクロチップ情報登録を行っている方


いずれも環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」から変更登録を行ってください。



また、令和4年6月1日以前に購入した犬についても、マイクロチップを装着し環境省指定登録機関への登録手続きを行うと「鑑札」とみなすことができます。こちらは一般の方は努力義務となりますので、従来通りの金属札の「鑑札」の交付も可能です。

※ペットショップ、ブリーダーの方は、「動物取扱業者」にあたりますので、令和4年6月1日以降、業として取り扱う犬のマイクロチップ装着と環境省指定登録機関への登録は義務となります。ご注意ください。

 環境省への登録をきちんと行くと、指定登録機関から市役所へ犬の情報が送られます。飼い主の方は、登録に関しては来庁する必要はありません♪

 Qただし、毎年「狂犬病予防注射済票」の交付申請は、4月の集合注射で接種と同時交付するか(料金は注射3,200円+済票交付550円=3,750円)、動物病院発行の接種証明書(原本)と550円を持参して市役所本庁2階の市民課で行う必要があります！



# 飼い犬のための、災害への備え

近年、災害時に飼い主とペットと一緒に避難する「ペット同行避難」が広く言われています。狛江市は、指定避難所にペットの飼育専用スペース(注)を設けています。避難したペットは人の生活スペースとは分かれ、ケージ内で過ごします。(お世話は飼い主が行います。)  
ペットを飼育している方は、日頃から自身の備えに加え、ペットの防災にも備えておくことが大切です。

(注)第三小学校避難所には、水害時のペットの受入れスペースがありません。ご注意ください。

## 飼い犬の防災準備確認!



## スタート



### ① 確認しておきましょう。

- ・ 犬の居住スペースも含めた住まいの安全
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法(避難所以外にも、避難場所の候補を考えておきましょう。)
- ・ 家族間の連絡方法
- ・ 避難時の持ち物

### ② 飼い犬の防災用品チェックリスト

- フードと飲み水(5~7日分)、食器
- 常備薬、療法食
- トイレ用品(ペットシーツ、新聞紙、ゴミ袋等)
- 健康の記録(手帳等にワクチン履歴、既往歴、かかりつけの動物病院、飼い主の連絡先を記載。一時預かりを利用する場合等に役立ちます。また、写真があると万が一はぐれてしまった場合、検索に利用できます。)
- 首輪、リード(長くないもの、伸びないもの)
- ケージ、キャリーバッグ(避難所ではこの中で過ごします。)
- タオル、ブランケット
- ガムテープ(ケージの補強等に利用できます。)、マジック
- おもちゃ

### ③ 日頃から心がけましょう。

- ・ 飼い犬の健康管理
- ・ 「毎年度の狂犬病予防注射済票」と「迷子札」を首輪等に装着する。
- ・ 「鑑札」で登録している犬は、「鑑札」を首輪等に装着する。
- ・ 「マイクロチップ」を装着している犬は、環境省の指定登録機関へ登録し、「マイクロチップ」を「鑑札」とみなす状態にする。
- ・ 基本的なしつけを行っておく。
  - 「マテ」「フセ」
  - ケージに慣れさせる。
  - トイレのしつけ
  - 無駄吠えをしない。
  - 他人や他の動物に慣れさせておく。



準備完了!

### ④ 助け合える環境づくりをしましょう。

普段から、家族やご近所の飼い主同士で交流し、いざという時には助け合えるようにしましょう。

狛江市ハザードマップはこちら

問合せ先

飼い犬についての相談(健康推進課健康衛生係)

☎03-3488-1181

災害対策・避難所についての相談(安心安全課防災防犯係)☎03-3430-1190

